

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十三号）（農業政策課）

一 趣旨

漁業法の一部改正に伴い、手数料の名称の変更及び条項ずれの修正等するため
の改正

二 内容

(一) 漁業法の一部改正に伴う規定の整備等

ア 手数料の名称変更

(例) 現行 「漁業権免許申請手数料」

改正後 「漁業免許申請手数料」

イ 条項ずれの修正

(例) 現行 「漁業法第十条の規定に基づく」

改正後 「漁業法第六十九条第一項の規定に基づく」

(二) その他規定の整備

(例) 家畜伝染病予防法施行規則の一部改正に伴う規定の整備

現行 「牛ウイルス性下痢・粘膜病」

改正後 「牛ウイルス性下痢」

三 施行期日

令和二年十二月一日。ただし、二(二)の一部は、公布の日等